

イタリアの地方自治関係資料 翻訳委託提案募集要項

1 業務概要

(1) 業務委託名

一般財団法人自治体国際化協会パリ事務所（以下「クレアパリ」という。）が実施するイタリアの地方自治関係資料翻訳委託

(2) 業務の内容

別添イタリアの地方自治関係資料翻訳委託仕様書による。

(3) 事業費 予算上限額 8,340Euros TTC

(4) 履行期間

契約締結の日から令和3年（2021年）3月31日（水）まで

2 応募方法

本委託は、地方自治制度に関する専門用語が含まれた文献を翻訳対象とすることから、別途クレアパリが指定するイタリア語の文書（以下「指定文書」という。）を翻訳した和文文書を見積書とともに提出し、クレアパリにおいて本要項6に規定する審査を行い、本要項7に規定する手順で契約を行うこととする。ついては、応募方法を下記の通りとする。

(1) 提出書類

ア 指定文書翻訳後の和文（様式自由）

イ 見積書

(2) 提出数

各データ1つずつ。ただし翻訳後の和文はMicrosoft Word形式で提出するものとする。

(3) 提出期限

令和3年2月17日（水）午後5時（必着）

※提出期限後の提出、再提出、差替は一切受付けない。

(4) 提出方法

電子メール

(5) 提出先

以下のアドレスに電子メールで送付すること。

contact@clairparis.org（クレアパリ）

3 本件に関する質問等問い合わせ先

(1) 受付期間

本要項を受け取った日から

令和3年2月15日(月) 午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

以下のアドレスに電子メールで送付すること。

contact@clairparis.org (クレアパリ)

(3) 記載内容及び回答

ア 件 名：イタリアの地方自治関係資料翻訳委託に関する質問

イ 内 容：貴社名、質問者氏名、連絡先(電話番号、メールアドレス)、質問内容

ウ 回 答：2月16日(火)までに電子メールにて回答

4 指定文書の翻訳

(1) 指定文書はクレアパリから電子メールにて送付するので、送付を希望する旨を以下の電子メールアドレスに連絡すること。

contact@clairparis.org (クレアパリ)

ア 件 名：イタリアの地方自治関係資料翻訳委託に関する指定文書送付依頼

イ 内 容：貴社名、担当者氏名、連絡先(電話番号、メールアドレス)

(2) 送付した指定文書(「Compendio di diritto degli enti locali, VIII edizione (Anna Cacace, Giuseppe Milano e Ilaria Sangiuliano)」188ページから195ページ)の枠囲み部分4か所を日本語に翻訳したものを提出すること。

(3) 翻訳を行う際には、「イタリアの地方自治(平成16年3月財団法人自治体国際化協会編集・発行)」(<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/j14.pdf>)を参考にする

こと。

(4) 指定文書の翻訳及び提出に必要な費用については、各応募者の負担とする。

(5) 指定文書の翻訳の提出は、1者1案とする。

(6) 提出された指定文書の翻訳等は返還しない。

(7) 提出された指定文書の著作権はクレアパリに帰属する。

(8) 提出された指定文書の翻訳は委託先決定のための資料であり、正式な実施内容は受託者が決定した後に、クレアパリと協議の上、決定する。

5 見積書の作成

(1) 様式自由(「一般財団法人自治体国際化協会パリ事務所長」宛)

(2) 見積書には1(2)の業務の内容を遂行するために必要な金額を見積もること。

(3) 本委託の対象となるイタリア語文献の総量は、協議により決定するため、見積に

においては1単語あたりの単価、TVAの要否、受託可能な文章量を記載すること。

6 指定文書翻訳等審査

- (1) 指定文書翻訳後の和文の内容の審査は、書類により行う。
- (2) 審査項目は、「指定文書翻訳等審査項目」のとおりとする。

【指定文書翻訳等審査項目】

審査項目	配点	評価の観点
指定文書の翻訳	80	・文法や単語などが適切に翻訳されているか。 ・「イタリアの地方自治(平成16年3月財団法人自治体国際化協会編集・発行)」を理解し、適切な表記及び用語の用い方となっているか。 ・わかりやすく正確な日本語の文章となっているか。
見積価格	20	・妥当な価格であるか。

7 受託者の選定

- (1) クレアパリが指名する審査委員が、審査項目ごとに採点を行う。
- (2) 全審査委員の合計点数が最も高い応募者から順に順位を決定し、第一位のものを優先候補者として選定する。
- (3) 最高得点獲得者が2以上ある場合(同点の場合)は、「指定文書翻訳等審査項目」の「指定文書の翻訳」の得点が高い者を優先候補者とする。
- (4) 応募者が1者のみの場合でも書類審査を実施し、全審査委員の合計点数が基準点を満たすときは、当該応募者を優先候補者とする。なお、基準に満たない場合、または応募者がいない場合は、再度募集を行う。
※基準は、おおむね六割とする。
- (5) 選定結果については、すべての応募者に対し可否のみメールで通知する。なお、審査結果に関する異議の申立て及び順位や評価成績の開示請求には応じない。

- (6) クレアパリは選定した候補者と契約内容や契約金額等を協議した上で、契約を締結する。そのため、契約金額が見積額とは異なることがある。なお、協議が不調に終わった場合は、次点の者と協議を行うものとする。

8 失格条件

応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 提出書類に不備や漏れがある場合。
- イ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。
- ウ 虚偽内容を提出書類に記載した場合。
- エ その他、審査委員が合議により不適切と認めた場合。

9 スケジュール

- 令和3年2月11日(木) 翻訳委託提案募集開始
- 令和3年2月15日(月) 質問等問い合わせ期限
- 令和3年2月16日(火) 質問等回答
- 令和3年2月17日(水) 指定文書の翻訳等の提出期限 午後5時(必着)
- 令和3年2月下旬 選定結果の通知、委託契約の締結

※日時はいずれもフランス時間

10 その他

- (1) 指定文書の翻訳等の提出書類は、審査に必要な範囲において複製することができるものとする。
- (2) 契約締結後において、受託者に本手続きにおける不正または虚偽記載等認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。なお、契約解除において生じる一切の損害について、当事務所は賠償責任を負わない。